

**保育所・児童クラブ
入所募集について**

令和4年度の保育所及び児童クラブに入所を希望する児童を次のとおり募集します。

- ▼募集予定人数
- ◎鬼志別保育所【100名】
うち、乳児は生後3ヶ月以上3名、3才未満児は1歳0ヶ月以上16名を限度とします。
- ◎猿払村児童クラブ【40名】
村内の小学校に就学している児童を対象とします。
- ※年齢はいずれも令和4年4月2日現在とします。
- ※就労により3歳未満児の保育を希望の方は、「雇用(予定)証明書」の提出が必要です。
- ▼入所基準

入所の要件として、「保育の必要性の認定」(教育・保育給付認定の申請)が必要となります。

①就労等
フルタイムのほか、パートタイム、自営業など基本的にすべての就労を含む(1ヶ月48時間以上の労働していることを常態としていること、一時保育で対応可能な



⑩ 11月5日(金) 場 村内

日常で感じる想いを発表

1年ぶりとなる猿払村少年の主張大会がオンラインにて開催され、村内小学校より5・6年生9名が日常生活を通じて感じたことや思ったことを発表しました。
審査の結果、「助け合い」をテーマに主張発表を行った浅茅野小学校6年・羽鳥杏実さんが最優秀賞に選ばれ、学校での授業を通じ、車いすの大変さやボランティア活動について学んだ経験から、相手の立場になって考えることの大切さや親切に接する心を持つためにボランティア活動に挑戦したいと主張しました。



⑨ 10月29日(金) 場 鬼志別小学校

歴史を学び、故郷を知る

鬼志別小学校4年生と内灘町西荒屋小学校によるオンライン交流会が行われ、児童は、事前に調べた互いの地域の歴史や特産品の紹介をして、交流を深めました。内灘町民が猿払村に出稼ぎに来ていたことや2015年に友好都市締結を調印したことなど、内灘町と猿払村の深い繋がりを学びました。
児童は、普段関わることのない、他校の児童との交流をととても楽しんでいる様子でした。

- 短時間の就労は除きます。)
- ②妊娠、出産
- ③児童の保護者の疾病、障がい
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動(起業準備を含む)
- ⑦就学
- ⑧職業訓練校等における職業訓練を受けていること
- ⑨児童虐待のおそれがあること
- ⑩DVのおそれがあること
- ⑪育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑫その他、右記に類する状態として村が認める場合
- ▼入所手続き
- 入所申込書などの用紙は、鬼志別保育所・保健福祉総合センターにあります。必要事項を記入・押印のうえ、鬼志別保育所へお申し込みください。
- ▼保育料
- 【3歳児〜5歳児】令和元年10月から保育無償化の実施により、保育料は発生しません。
- 【未満児・児童クラブ】保護者の村民税額をもとに兄弟姉妹の入所



⑧ 11月12日(金) 場 拓心中学校

高齢者の大変さを疑似体験

拓心中学校3年生が、高齢者を学ぶ授業として、車いす体験や高齢者疑似体験を行いました。始めに、北海道介護福祉学校の悪七校長より、福祉や介護とは「その人がしてほしいことを一緒に考える、楽しく生きるを支える仕事」との話がありました。
その後、車いす体験では、数センチの段差でも一人だと上がることが難しく、助けが必要になることを学び、疑似体験では、体に重りをつけ、前かがみの姿勢になるベルトを装着するなどし、高齢者の大変さを体験しました。



⑦ 11月6日(土)・7日(日) 場 生活改善センター

感性溢れる作品がずらり

2日間にわたり猿払村文化祭作品展が開催されました。村内の文化団体や個人による、凧、手工芸、陶芸、写真など数多くの作品が展示され、多くの方が来場しました。
また、同会場にて小中学生書道・絵画展も開催され、児童生徒が一生懸命作成した力作が展示されました。

- 状況など世帯の状況によって決定します。
- ※料金は、入所決定後に保護者に通知します。
- ▼給食費
- 保育料無償対象の3歳児〜5歳児は、村条例の規定により月額4000円となっています。年収470万円未満相当世帯及び3人以上同時入所の3人目以降は無料です。
- ▼申込期限
- 令和3年12月24日(金)
- 鬼志別保育所 ☎2-3666
- お問い合わせ先

**家屋を新築する
予定がある方へ**

▼家屋の新築が決まったら
家屋(倉庫や畜舎など住宅以外の建物も含む)の新築が決まった際には、施工を担当する建設会社及び完成予定日を住民課税務係までお知らせください。また、令和3年中にすでに完成している新築家屋で、未登記の家屋がある場合

- もお知らせください。(家屋評価実施済みの家屋は除く)
- ▼固定資産税の課税について
- 固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在に存在している固定資産を課税対象とし、その年の4月から始まる年度分について課税されます。新築家屋の固定資産税については完成の翌年度から課税されます。
- 住民課税務係 ☎2-3133
- 12月は「道村民税の第4期」と「国民健康保険税の第6期」の納期です。納期内納付にご協力をよろしく願います。
- 口座振替による納付を利用されている方は、振替口座の残高確認をよろしく願います。
- 住民課税務係 ☎2-3133

**税務係から
納期のお知らせ**

消防からのお知らせ

◆実施期間
令和3年12月28日(火)～30日(木)の3日間
年末の忙しい時期を迎え、火を取扱う機会が多くなり、空気が乾燥しているこの時期には、扱い慣れた火でも、僅かな油断や不注意で大きな火災に繋がる危険があります。今一度、ご家庭の「火の元」を確かめて、明るい新年を迎えましょう。

また、猿払支署と猿払消防団では、期間中、歳末警戒巡回の実施とサイレン(毎日、午後6時に1回・30秒間)を鳴らします。住民の皆様にお知らせ致します。

◆ストープ周りの安全に関して
寒い季節となり、ストープを使う頻度が増えてきます。洗濯物などを乾かすために、ストープの真上や近くで干す行為は非常に危険です。ストープの上に洗濯物が落ちてしまったら火災につながり大惨事になりかねません。危険ですので絶対にやめましょう。

令和4年新春消防出初式サイレン吹鳴

令和4年1月6日(木)猿払村役場駐車場及び役場交流センターにて、新春消防出初式を挙行する予定です。挙行の際は、当日午前8時にサイレンを吹鳴します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般の観覧はご遠慮願います。また、感染拡大状況によって開催方法を変更する場合がございますのでお知らせいたします。

■稚内地区消防事務組合消防署猿払支署
☎212119

年内のし尿汲み取りのお知らせ

年末を控え、例年し尿の汲取りは混雑します。12月10日(金)まで申し込まれた場合は年内に汲取りをしますが、それ以降に申込まれた場合は、年明けの汲取りになる場合がございますので、早めに委託業者まで申込みください。

汲取り手数料は委託業者の収入

年末年始の生ごみ収集車の運行について

令和3年12月31日(金)から令和4年1月3日(火)まで生ごみの収集はお休みです。年始は令和3年1月4日(水)から収集しますので、お知らせいたします。

■住民課生活環境係
☎213133

オンラインを活用して新型コロナウイルス感染防止!

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax(電子申告)又は印刷して郵送で提出することができます。

感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

■稚内税務署
☎01621331155

暴風雪と積雪・降雪の分布状況

北海道ではこれから本格的な冬を迎えますが、過去には暴風雪による死者や車の立ち往生、交通機関への影響などが度々発生しており、宗谷管内でも今年1月の暴風雪で大学入学共通テストが延期、道路の通行止めや交通機関の運休等となりました。

気象台では、猛吹雪や吹き溜まりによる交通障害、暴風による重大な災害が予想される場合には5日前から「早期注意情報(警報級の可能性)」を、2日程度前から「暴風雪に関する気象情報」を、3～6時間程度前から「暴風雪警報」を発表して警戒を呼び掛けます。

さて、今回は解析積雪深・解析降雪量を紹介致します。これらにより、アメダスによる観測が行われていない地域を含めた1時間ごとの積雪・降雪の面的な状況についておおまかな分布状況を把握することができます。

戦没者遺族の方のお困りは戦没者遺族相談員へ
令和3年10月1日付で、井上勝敏氏が、引き続き厚生労働大臣から戦没者遺族相談員に委嘱されました。
担当地区の猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町に在住の戦傷病者の方又は戦没者ご遺族の福祉の増進を図るため、相談を受けたり、指導、助言等を行います。
相談は直接相談員にお申し出ください。
相談員
井上 勝敏(浅茅野台地在住)
お問合せ先 ☎517059

猿払村図書室
おすすめ本のご紹介
砂に埋もれる犬
ペッパーズ・ゴースト
民王
サンタクロースの冬休み
ポッチャの大きなりんごの木
天の台所